

学校法人永原学園 西九州大学と佐賀県立小城高等学校と佐賀県立牛津高等学校と  
小城市との連携協力に関する協定書

学校法人永原学園 西九州大学（以下「西九州大学」という。）と佐賀県立小城高等学校（以下「小城高校」という。）と佐賀県立牛津高等学校（以下「牛津高校」という。）と小城市は、相互の発展を目指して協力するため、ここに協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西九州大学と小城高校と牛津高校と小城市が包括的な連携のもとに教育、福祉、文化及びまちづくりなどの様々な分野において相互に協力し、人材育成、地域・学校の発展及び魅力向上を推進することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 西九州大学と小城高校と牛津高校と小城市は、以下の事項において連携・協力する。

- （1）教育・福祉・文化の振興、発展に関すること。
- （2）人材育成に関すること。
- （3）まちづくりに関すること。
- （4）地域・学校の発展及び魅力向上に関すること。
- （5）情報化・広報の連携に関すること。
- （6）各学校の教育活動に関すること。
- （7）その他必要に応じて協議し、認める事項。

（協議）

第3条 前条の連携・協力事項の実施内容については、毎年協議する。

（期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結から1年後の日が属する年度の年末までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、西九州大学、小城高校、牛津高校、小城市いずれからも申出のない場合は、さらに1年更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密事項）

第5条 西九州大学と小城高校と牛津高校と小城市は、この協定の有効期間内の活動において、知り得た秘密事項について、この協定の有効期間内、有効期限経過後にかかわらず、その一切について守秘義務があるものとする。

（活動承認）

第6条 西九州大学と小城高校と牛津高校と小城市は、本協定に基づく活動をするときは、その内容について、事前に協議の上、行うものとする。

（事務局）

第7条 本協定に係る事務局を小城市に置く。

（その他）

第8条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めるもののほか必要な事項が生じたときは、西九州大学と小城高校と牛津高校と小城市が協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本通4通作成し、西九州大学と小城高校と牛津高校と小城市がそれぞれ署名捺印の上、各自が1通を保管する。

令和5年7月4日

佐賀県佐賀市神園3-18-15

学校法人永原学園 西九州大学

学 長

福元裕二

佐賀県小城市小城町176番地

佐賀県立小城高等学校

校 長

牛島徹

佐賀県小城市牛津町牛津274番地

佐賀県立牛津高等学校

校 長

江頭かおり

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

小城市

市 長

江里の秀次